

認定・専門獣医師協議会事務局運営細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第13条に基づき認定・専門獣医師協議会事務局(以下「事務局」という)の業務に関する必要事項を定め、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会(以下「協議会」という。)の適正な事務運営を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 事務局は、協議会の運営に係る以下の業務を行う。

- (1) 協議会、認定・専門獣医師制度検討委員会、認証評価委員会、作業委員会及び外部評価委員会における委員会の運営に関する事務
- (2) 専門性認定団体が認定した認定・専門獣医師の登録・削除、登録情報の管理・公表
- (3) 協議会活動の普及・啓発
- (4) 協議会の会計に関する事務
- (5) その他協議会等の運営に要する業務

(登録情報の管理)

第3条 協議会が認証した専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の情報は、認定・専門獣医師等認定・登録・管理システム(以下「管理システム」という。)において事務局が管理する。

- 2 事務局は、専門性認定団体から認定・専門獣医師の登録情報に係る電子データを受理次第、速やかに管理システムへの登録を行う。
- 3 管理システムへの登録に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の趣旨を踏まえ適正に管理する。
- 4 事務局は、管理システムに登録した認定・専門獣医師の登録情報を、インターネットを通じて公表する。
- 5 認定・専門獣医師の登録情報に係る照会は、管理システムからインターネットを通じて行う。なお、事務局への電話連絡等による直接の照会は受け付けない。
- 6 認定・専門獣医師の登録情報を変更または削除するにあたっては、原則として予め第2項に定める専門性認定団体の確認を受ける。
- 7 前各項の登録情報の管理は、動物の飼育者等の利便性向上に資するよう、「農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準」(令和6年3月18日付け5消安第7539号農林水産省消費・安全局長通知の別記1)のIVの2の規定「認定は、認定要件確認機関及び専門性認定団体の連名により行う等両者により認定制度が実施されている旨を明確にすること。」を踏まえ、両者が協力して適正に実施する。

(普及・啓発)

第4条 事務局は、専門性認定団体をはじめとする関係団体等の協力を得て、インターネットや冊子等において協議会の活動や認定・専門獣医師制度に関する情報の普及・啓発活動を積極的に行う。

(会計処理)

第5条 協議会の会計事務は、事務局が行う。

- 2 協議会の会計は4月1日から翌年の3月31日までとし、会計年度終了後、速やかに協議会に決算報告を行うものとする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。